

定例記者会見

令和6年12月4日（水）13時30分

マイナンバーカードの健康保険証利用

福岡市医師会 専務理事 庄司 哲也



1. 健康保険証新規発行終了

**健康保険証は令和6年12月2日以降、
新たに発行されなくなりました**

→マイナ保険証を基本とするしくみに移行

従来の健康保険証は有効期限までの間、最長1年間使用可能

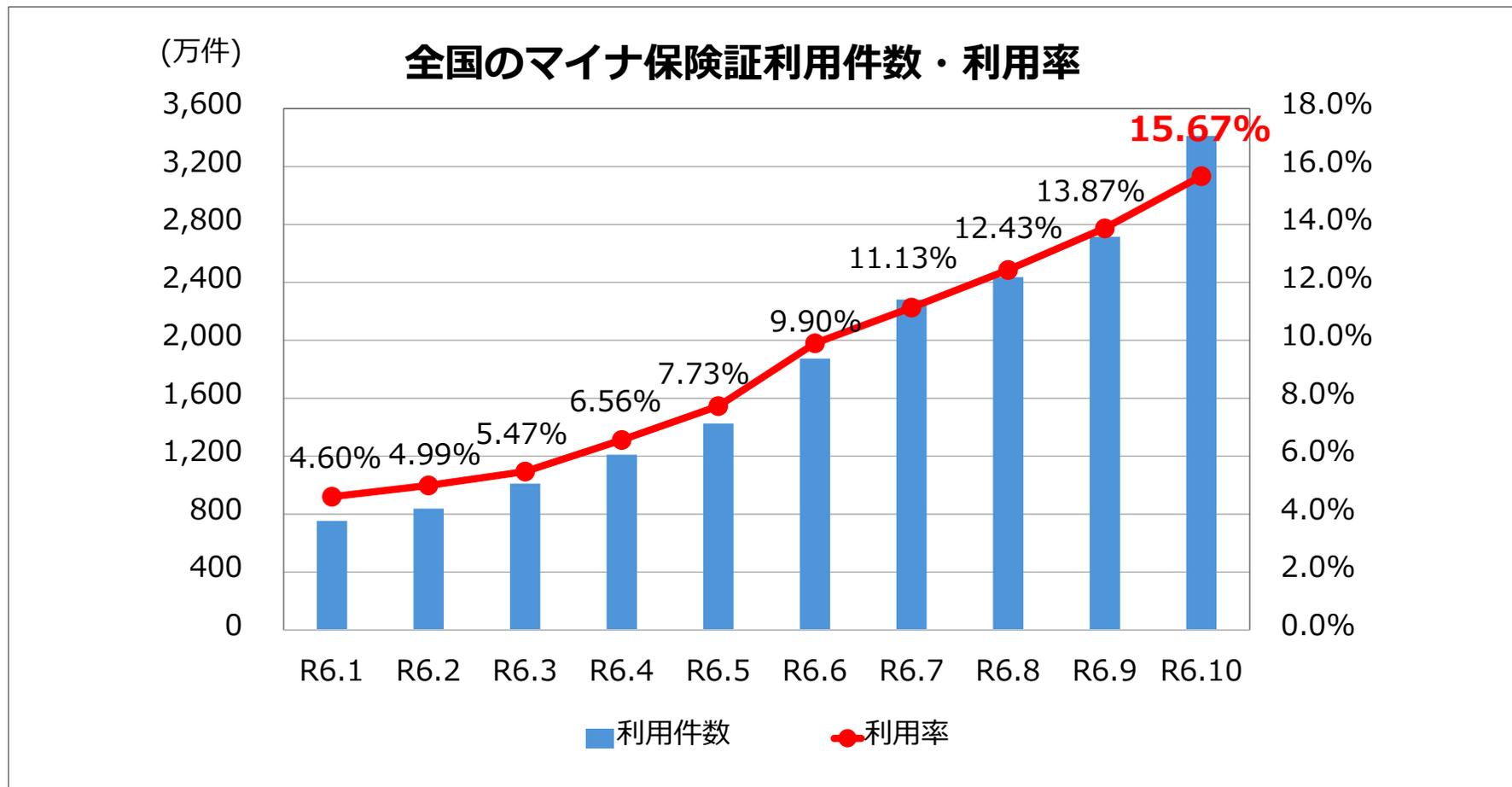
※後期高齢者医療保険加入者の方の有効期限は令和7年7月31日

○マイナ保険証利用のメリット

- ① 過去の薬・診療データに基づく、**より良い医療**を受けられる
- ② 手続きなしで**高額療養費の限度額を超える支払いが免除**される
- ③ **救急現場**で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される

※厚生労働省ホームページより

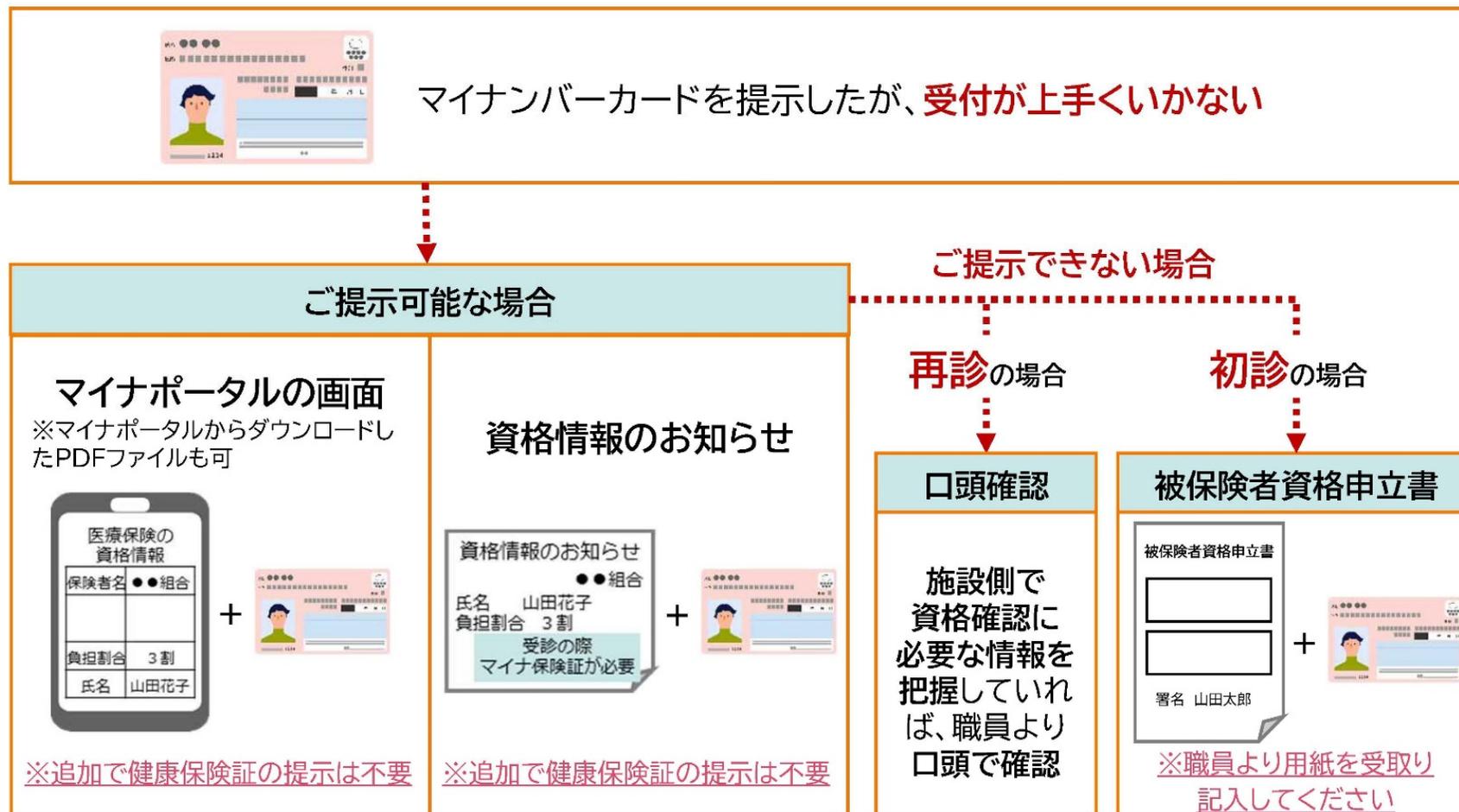
2. マイナ保険証の利用状況



福岡県の利用率（令和6年10月）・・・ **14.98%**

※厚生労働省ホームページより

3. マイナ保険証での受付が上手くいかない場合



※厚生労働省ホームページより

4. 資格確認証

マイナ保険証をお持ちでない方は
「資格確認証」でこれまでどおり**受診可能**

申請によらず交付	<ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカードを取得していない方・マイナンバーカードの保険証利用登録を行っていない方、登録解除申請した方、登録解除者・マイナンバーカード電子証明書有効期限切れの方・R6/12/2以降に新たに後期高齢者医療制度に加入された方や転居等により有効な後期高齢者医療被保険者証をお持ちでない方
申請により交付	<ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカードでの受診等が困難な配慮が必要な方（高齢者、障害をお持ちの方など）・マイナンバーカードを紛失・更新中の方

※厚生労働省ホームページより

報道機関からのご質問

- ・ 現行保険証廃止による医療現場での混乱やトラブル、医療現場からの反発事例
- ・ マイナ保険証利用率の今後の見通しと利用率が留まる場合の医療機関への影響